

全紹協広報

# マネキン

2026・新春号 No.118



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

## 目 次

新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長	小金井 敬	1
新年のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長	高島 洋平	2
新年のご挨拶	厚生労働省 雇用政策課 民間人材サービス推進室長	北川 健司	3
新年のご挨拶	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長	紀陸 孝	4
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小林 克巳	5
[厚労省ニュース] 職業安定法の一部改正について			6
[厚労省ニュース] 令和7年度 地域別最低賃金			10
令和7年度 全紹協定時社員総会・懇親会			11
令和7年度 民紹協定時社員総会・表彰式			12
令和7年度 表彰受賞者			13
令和7年度 従事者研修会 実施報告			
九州連絡会 有限会社福岡マネキン紹介所	前谷 雅司		
関西連絡会 会長	牧野 伸男		
東海連絡会 株式会社国際人材パワー沼津	市野 晃子	14	
令和7年度 販売技術促進講座 実施報告			
九州連絡会 有限会社南九州マネキン紹介所	栗田加奈子		
関東連絡会 会長	吉備 義和	16	
全紹協求人サイトのご案内と成果報告	IT事業部	岡野 泰也	17
令和7年度 意見交換会の実施報告			
公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 副会長	牧野 伸男	18	
意見交換会に参加して	東商 株式会社	嶋田 知子	
	有限会社 福岡マネキン紹介所	前谷 雅司	
	株式会社 西日本キャロット	吉田 正勝	19
マネキン紹介事業に役立つQ&A			20
事務局だより			21

# 新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会  
会長 小金井 敬



会員の皆さん、新年あけましておめでとうございます。

昨年は記録的な暑さに悩まされた年でした。暑さとの付き合い方が大きなテーマだったと思います。そしてそれに関連してなのか、後半は毎日「クマ」のニュースが流れていました。野生動物との距離感が身近な話題となり、「人間同士の距離感でも難しいのに」と考えさせられた2025年がありました。

そして、政治では日本初の女性首相が就任という大きな動きがありました。もちろん、人材業界もまた色々な動きがありました。景気の先行きが読みにくい中、企業は長期育成よりも「すぐに成果につながる人材」を求める傾向へ加速し、販売職でも同様に接客スキルや経験値を持つ人材へのニーズが高まりました。これを受けた当協会でもますます研修の重要性を感じ、今後も力を入れて取り組んできたいと思います。AIマッチングが一般的になってきたとの事で、人材会社はどれだけAIを使いこなせるかが重要なポイントとなりつつあります。AIを使う事による紹介スピードとマッチング率アップ、我々も苦手意識を捨てて取り組んでいくべきなのでしょう。総合すると、2026年の人材業界は、AIとスピード化がキーワードになると思います。

マネキン業界は大手企業のスポットワーク参入によるリスクの懸念は残りますが、紹介のスピードを上げる事が出来ればまだまだ伸びしろがあると思います。具体的に何が出来るのか、何をすべきなのか、協会としても考えていきたいと思います。

昨年10月には、沖縄で意見交換会を開催しました。新しくできたジャングリアの観察では、ジャングリアでさえもスタッフ獲得が難しいという話を聞いてきました。沖縄は若い人が多く活気があるというイメージを持っていましたが、全国どちらでも悩みは同じです。会員各社の情報交換では、マネキンさんに良いお仕事をご紹介できるよう、賃金アップや販売技術促進講座の内容の検討、紹介所の事務作業効率アップの方策など、活発な意見を交わしました。本年度も多くの紹介所に参加していただき、情報交換をしていきましょう。

全紹協の活動としては、今年も公益社団法人として作成した事業計画を各地に赴いて実施していきます。マネキンさんへの教育研修・スキルアップ研修、Webを使用した研修も回数を重ねる毎に充実した内容になっています。受講者からはとても満足したとの感想をいただいているので、更に多くのマネキンさんに受講していただけるようにご協力をお願いいたします。

従事者研修会は、従事者のレベルアップを目的としていますので多くの参加をお願いいたします。毎年法改正がありますので、情報の発信を行うことを協会の役割と意識してまいります。引き続き「職業紹介事業者の自主点検ツール」を活用して、それぞれが正しく職業紹介事業を行っているかどうかのセルフチェックも実践していきましょう。不安や悩みを一社で抱えずに協会員同士が話し合いアイデアを出し合える協会を目標に、引き続き進めていきたいと思っています。

新しい年が平穡で良い年になるよう祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶

厚生労働省 職業安定局  
需給調整事業課長 高島 洋平



新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜っておりますこと、また、職業安定法をはじめとする労働関係諸法令の遵守にご協力いただいておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

この場をお借りして、簡単な自己紹介をさせていただきます。2002年に厚生労働省に入省以降、大臣官房人事課や在ジュネーブ国際機関日本政府代表部（ILO担当）の業務を経て、昨年9月に需給調整事業課長を拝命致しました。職業安定行政における重要分野の一つである需給調整分野にしっかりと取り組みたいと考えております。

雇用仲介事業に関し、改めて周知をさせていただきたい制度改正内容等について述べさせていただきます。職業紹介事業者の皆様におかれましては、求職者への金銭提供禁止や就職後2年間の転職勧奨禁止について、令和7年1月から事業の許可条件となっていることについて、改めてご確認のうえ、徹底したご対応をお願いしたいと思います。

また、改正職業安定法施行規則及び職業安定法に基づく改正指針により、令和7年4月以降、徴収した紹介手数料の実績を「人材サービス総合サイト」に掲載いただいている。求人者が納得して職業紹介事業者を選ぶことができる環境を整備することは重要であるため、引き続きの取組をお願いいたします。

職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者の皆様におかれましては、令和7年4月から施行された労働者になろうとする方への金銭等提供の禁止や違約金の明示等の新ルールへの遵守に加えて、従前よりお願いしておりました、掲載前及び掲載後の求人内容等の確認について、引き続きのご協力をお願いいたします。

このほか、紹介させていただきたい行政の取組としては、医療・介護・保育分野における職業紹介事業への対応があります。同分野の職業紹介事業者に対する求職者や求人施設からの相談に対応する窓口を都道府県労働局に設置し、また、いわゆる適正事業者認定制度の積極的な周知等行っており、求職者や求人施設にとって適正かつ透明性の高いサービスが提供されるよう、精力的に取り組んでおります。

人手不足や産業構造の変化、AI等の技術革新など、職業紹介事業を取り巻く環境には大きな変化がございますが、求職者と求人者をつなぐマッチングの質こそが業務の根幹であることは変わりません。引き続き、皆様が労働市場の需給調整機能の一翼を担い、求人者・求職者双方のニーズを満たし、経済・社会の発展に寄与されることを期待しております。最後に、全紹協並びに協会会員の皆様のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# 新年のご挨拶

厚生労働省 雇用政策課

民間人材サービス推進室長 北川 健司



新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに会員の皆様におかれましては日頃より、職業紹介事業の適正な運営に多大なるご協力とご支援を賜っておりますこと、また職業安定法をはじめとする労働関係諸法令の遵守にご協力いただいておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は高市内閣が発足し、官民が連携しての戦略的投資による更なる成長実現に向けて、「『強い経済』を実現する総合経済対策」を閣議決定するとともに、新設した日本成長戦略会議における議論を重ねております。同会議では、AI・半導体など十七の戦略分野への支援策とともに、「生産性の高い分野への労働移動や働き方改革を含めた労働市場改革」が分野横断的な重要課題の一つとして位置付けられました。人口減少が進む我が国において、一層の労働参加と生産性向上を促しつつ、人々が希望する分野で持てる力を発揮できる環境の整備が求められており、職業安定行政が果たすべき役割も益々大きくなっています。

また、直近（令和7年10月）の雇用情勢につきましては、有効求人倍率は1.18倍、完全失業率は2.6%であり、「現在の雇用情勢は、求人が微減となる中、引き続き、求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直している。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と基調判断しているところです。

昨年は、当室におきましても、貴協会はじめ業界団体の皆さんと意見交換をさせていただいたところです。いただきましたご意見等を施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日本の伝統的職種であるマネキン紹介の火を絶やさず、事業の維持・発展のため、日々ご尽力されていることに改めて敬意を申し上げますとともに、日本のおもてなしの心と技を体現するこの伝統的職種への紹介を引き続きより一層、発揮いただきますようお願い申し上げます。

本年が貴協会並びに会員の皆様にとって良い年になりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会  
会長 紀陸 孝



明けましておめでとうございます。

本年も昨年同様、内外の社会経済の情勢は大きな変動が避けられそうにありません。しかしながら、少子化・超高齢化が進行する中では、私たち職業紹介事業者にとって、依然、人手不足への対処・求職者の確保育成が最重要の課題であり、これまで以上に真剣な対応が求められるかと存じます。

貴協会におかれでは、すでにマネキン人材に特化した形での求人サイトを運用し、効率的・効果的に求職者の確保を図っておられます。また、販売技術促進講座による求職者の技術の向上や従事者研修も積極的に展開されており、こうした貴協会の取り組みには同じ公益社団法人として私共見習うべき点も多く、平素のご尽力に敬意を表する次第です。

民紹協は今年度、厚生労働省委託事業として「民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの普及促進」事業により職業紹介事業者の方々に対してキャリアコンサルティングの重要性やその効果についてお伝えする動画を作成し、動画を活用するためのセミナーを始めております。このキャリアコンサルティングの技法や知識は事業主の皆様の相談面接に資するだけでなく、求職者の方々からの信頼を確保するために非常に有効なツールになろうかと存じます。

さらに当協会としては、人手不足に対応した外国人材の活用、IT・AIを応用した業務改善や人材マッチング効率向上の方法・手法といった職業紹介事業者の方々に关心あるテーマでのセミナーの開催等さらなるサービス提供に努めて参ります。

さて、今年は60年ごとに巡ってくる丙午となります。前回の丙午では迷信のため出生率が前年度より30%減少したようですが、さすがに少子化進行の中でこのような事態とはならないと思いますが、そもそも丙午は火の力を象徴し、強い情熱とエネルギーを示すといわれています。

力強く駆け抜ける駿馬のように、本年が貴協会および貴協会会員の皆様にとって活気ある更なる飛躍の年になりますよう祈念申し上げ、年頭のご挨拶に代えさせて頂きます。

# 新年あいさつ

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

理事 小林 克巳



明けましておめでとうございます。会員の皆様にはご健勝にて新しい年をお迎えのことと存じます。

2020年に端を発した新型コロナ騒動も、すっかり過去の苦労話となった感がある今日、確かに飲食店の客数は依然コロナ前に戻ってはいませんが（特に二次会以降）、ことインバウンドにおいては政府観光局によれば昨年は過去最高の訪日外客数とのことです。繁華街を歩けば外国語が飛び交っているのは当たり前で、観光地ではオーバーツーリズムが問題となっております。長く続く円安状況が拍車を掛けておりますが、インバウンドにより観光サービス業が活気づくのは、我が国経済にとってプラスではあるでしょう。ただし、地政学的リスクを伴うため、インバウンド指向の一本足打法だと不安定さが否めない状況でもあります。

また、足下では人手が足りない、人件費が高騰している、利益が確保できない、といった悲鳴にも似た声が聞こえてきます。様々な業界で、売上の伸び悩みよりむしろ、人材難などの内部要因で業績を悪化させている傾向が見て取れます。

今日の労働環境下においては、会社を活気づける有用な人材確保がどの業界におきましても最大の課題となっております。その意味で、本協会の会員皆様は販売に携わる求職者と求人者との間にあって、その円滑でスムーズなマッチングを図り、労働需給環境を向上させるという重大な責務を担われていると言えます。

本協会の会員皆様におかれましては、2026年におきましても販売に携わる皆様へのご支援を通じて消費者利益への貢献を図り、職業紹介事業の大きいなる発展につなげていただくことをご期待申し上げます。

## 人事異動

### 【令和7年4月1日付】

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課  
職業紹介係長  
職業紹介事業係

たぐち  
田口  
まきの  
牧野  
ひびき  
響  
りょうじ  
竜士

厚生労働省 職業安定局 民間人材サービス推進室  
室長補佐  
民間人材サービス活用係

たかの  
高野  
もとむら  
本村  
としのり  
敏則  
ユキ

### 【令和7年7月1日付】

厚生労働省 職業安定局 民間人材サービス推進室  
室長

きたがわ  
北川  
けんじ  
健司

### 【令和7年9月1日付】

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課  
需給調整事業課長

たかしま  
高島  
ようへい  
洋平

# // 厚労省ニュース //



## 労働条件明示のルール が変わりました

2024年4月から

詳しくは裏面や  
厚生労働省ホームページ  
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

### 明示のタイミング

全ての労働契約の締結時と  
有期労働契約の更新時

### 新しく追加される明示事項

#### 1. 就業場所・業務の変更の範囲

#### 2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

有期労働契約の  
締結時と更新時

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する  
場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

#### 3. 無期転換申込機会

無期転換ルール※に基づく  
無期転換申込権が発生する  
契約の更新時

#### 4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態  
に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約  
労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

# 労働条件明示の制度改正のポイント

## 全ての労働者に対する明示事項

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト (①)
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト (②)
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について  
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 (③)



(2024年9月)

# // 厚労省ニュース //

## 職業紹介事業者の皆さん



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

## 求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

### 1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。  
求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

#### ① 従事すべき業務の変更の範囲※

#### ② 就業場所の変更の範囲※

#### ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

### 最低限明示しなければならない労働条件



今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 ...①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） ...③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 ...②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） <b>裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。</b> 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） <b>時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。</b> (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称 (派遣労働者として雇用する場合のみ)	○○株式会社 (「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

LL050628 需01

## 明示事項の記載例

### ①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じことがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようしてください。

### ③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 2. 手数料表などの情報提供の方法

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

### ① 手数料表

### ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面

### ③ 業務の運営に関する規程

※人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

## 関連情報

### 令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudo\\_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html)

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



### 令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化） (厚生労働省HP内)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



## 令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率[%]	発効日
北海道	1,075 ( 1,010 )	65	6.4	令和7年10月4日
青森	1,029 ( 953 )	76	8.0	令和7年11月21日
岩手	1,031 ( 952 )	79	8.3	令和7年12月1日
宮城	1,038 ( 973 )	65	6.7	令和7年10月4日
秋田	1,031 ( 951 )	80	8.4	令和8年3月31日
山形	1,032 ( 955 )	77	8.1	令和7年12月23日
福島	1,033 ( 955 )	78	8.2	令和8年1月1日
茨城	1,074 ( 1,005 )	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 ( 1,004 )	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 ( 985 )	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 ( 1,078 )	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 ( 1,076 )	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 ( 1,163 )	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 ( 1,162 )	63	5.4	令和7年10月4日
新潟	1,050 ( 985 )	65	6.6	令和7年10月2日
富山	1,062 ( 998 )	64	6.4	令和7年10月12日
石川	1,054 ( 984 )	70	7.1	令和7年10月8日
福井	1,053 ( 984 )	69	7.0	令和7年10月8日
山梨	1,052 ( 988 )	64	6.5	令和7年12月1日
長野	1,061 ( 998 )	63	6.3	令和7年10月3日
岐阜	1,065 ( 1,001 )	64	6.4	令和7年10月18日
静岡	1,097 ( 1,034 )	63	6.1	令和7年11月1日
愛知	1,140 ( 1,077 )	63	5.8	令和7年10月18日
三重	1,087 ( 1,023 )	64	6.3	令和7年11月21日
滋賀	1,080 ( 1,017 )	63	6.2	令和7年10月5日
京都	1,122 ( 1,058 )	64	6.0	令和7年11月21日
大阪	1,177 ( 1,114 )	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 ( 1,052 )	64	6.1	令和7年10月4日
奈良	1,051 ( 986 )	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 ( 980 )	65	6.6	令和7年11月1日
鳥取	1,030 ( 957 )	73	7.6	令和7年10月4日
島根	1,033 ( 962 )	71	7.4	令和7年11月17日
岡山	1,047 ( 982 )	65	6.6	令和7年12月1日
広島	1,085 ( 1,020 )	65	6.4	令和7年11月1日
山口	1,043 ( 979 )	64	6.5	令和7年10月16日
徳島	1,046 ( 980 )	66	6.7	令和8年1月1日
香川	1,036 ( 970 )	66	6.8	令和7年10月18日
愛媛	1,033 ( 956 )	77	8.1	令和7年12月1日
高知	1,023 ( 952 )	71	7.5	令和7年12月1日
福岡	1,057 ( 992 )	65	6.6	令和7年11月16日
佐賀	1,030 ( 956 )	74	7.7	令和7年11月21日
長崎	1,031 ( 953 )	78	8.2	令和7年12月1日
熊本	1,034 ( 952 )	82	8.6	令和8年1月1日
大分	1,035 ( 954 )	81	8.5	令和8年1月1日
宮崎	1,023 ( 952 )	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 ( 953 )	73	7.7	令和7年11月1日
沖縄	1,023 ( 952 )	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 ( 1,055 )	66	6.3	—

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

# 令和7年度 全紹協 定時社員総会・懇親会

令和7年6月11日、The Okura Tokyoにて「令和7年度 定時社員総会」および懇親会が開催されました。今年の会場は、プレステージタワー7階「チャルシーI」で総会が行われ、その後「アイリス」にて懇親会が開催されました。格式と洗練が調和した空間で、会員同士が久しぶりに顔を合わせ、業界の現況とこれからの未来を語り合う貴重な場となりました。

総会は吉備専務理事の司会にて進行し、小金井会長より一年間の活動への感謝と、引き続き教育活動・意見交換会を継続していく方針が述べられました。協会として人材育成の重要性が一段と高まる中、その姿勢は多くの会員にとって心強いものとなりました。

議案審議では、牧野副会長より「令和6年度事業報告書（案）」に基づき、研修事業、会員支援、行政連携など、多岐にわたる活動が丁寧に報告されました。続いて、岡野常務理事および小林理事より「令和6年度決算報告書（案）」に基づく収支説明が行われ、協会の運営が堅実に進められていることが確認されました。監査報告では、今尾監事・前谷監事より会計・業務執行が適正である旨が示され、第1号議案は賛成多数で可決されました。

第2号議案では、令和7・8年度の理事および監事の選任が行われました。理事には今尾、岡野、吉備、小金井、小林、牧野、村山、吉田の各氏が選任され、監事には前谷氏が選任されました。長年理事として尽力された小野俊一氏の退任に際しては、会長より深い感謝の言葉が述べられ、会場からも温かい拍手が送られました。また、法改正に伴い外部監事の選任が必要となることも説明されました。

議案可決後の休憩時間には、新理事による「第1回理事会」が開催され、代表理事（会長）および業務執行理事の選任が行われました。前期からの継続体制のもと、協会として未来のあり方をしっかりと見据えながら責任ある運営を続けていく姿勢が示され、参加者からも前向きな期待が寄せられていました。

総会後の懇親会は、一般社団法人 全国サービスクリエーター協会、全国ホテル＆レストラン人材協会との合同開催であり、今年も大変にぎやかな時間となりました。特に会場となったホテルオークラのビュッフェは圧巻で、料理の品数やクオリティはもちろん、ライブキッチンで提供される寿司や肉料理は多くの参加者から称賛の声が上がるほど。料理人が目の前で握り、焼き上げる臨場感は、食事という枠を超えたエンターテインメントであり、会場をより一層華やかに彩っていました。

懇親会では、各社が抱える人材不足や教育方法、働き方の変化への対応など、現場の課題についても活発な意見交換が行われました。協会が提供する研修やネットワークがより一層重要な中で、こうした交流の場が、業界全体の課題解決に向けた第一歩となることを実感しました。

今回の総会と懇親会を通じ、協会の役割や会員企業としての責務をあらためて認識するとともに、業界全体が前向きに進んでいる手応えを強く感じました。協会の安定した体制のもと、会員企業それぞれが現場で価値を創り、業界のさらなる発展につながることを願い、本稿を締めくくります。

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 常務理事 岡野 泰也



# 令和7年度 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定時社員総会・表彰式

「令和7年度公益社団法人全国民営職業紹介事業協会定時社員総会」が、6月13日(金)浅草ビュー ホテルにて開催されました。

冒頭、紀陸孝会長からは、「民間人材ビジネス業界において求職者の獲得競争が激化し、人口知能(AI)の活用も進む中、自社サービスの強みの発信等がさらに重要になっております。当協会のホームページも、全面的にリニューアルし、スマートフォンでも、より見やすいよう最適化を図ったところです。また、昨今の急速な物価上昇も踏まえ、民営職業紹介事業の更なる向上発展と事業運営の円滑な推進を行うため、当協会の会費値上げを行うことを議案とさせていただきました。経済環境が不安定な中、会員の皆様にはご負担をおかけしますが、事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」とご挨拶がありました。この後議事に入り、事業報告等、会費規程の改正、役員の選任等について審議が行われ、それぞれ原案通り議決されました。

また、表彰式では各賞の受賞者が晴れやかに壇上に上がりました。

厚生労働省職業安定局審議官の青山桂子様から、厚生労働大臣表彰を受賞された野口宗良様に表彰状が渡され、紀陸会長から、会長表彰受賞者を代表して、株式会社新東調理士紹介所の求職者でいらっしゃる山際幸史様へ表彰状が渡されました。表彰状授与後、青山審議官からのお祝いのお言葉への謝辞として、全受賞者を代表して野口様がお礼の言葉を述べられました。

会長表彰 受賞者の一人として、全紹協からは株式会社ジョビアの根橋幸枝様も表彰され、終始和やかな雰囲気で表彰式が終了しました。

受賞された皆様には、心よりお祝いを申し上げます。



# 令和7年度 表彰受賞者

## 民紹協会長表彰（優良職業紹介事業求職者）

ねばし ゆきえ  
根橋 幸枝 株式会社 ジョビア

※敬称略

各表彰の申請に付きましては、各職業別団体長（全紹協会長）または公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会（民紹協）が厚生労働省に推薦するという形になります。推薦に関しては下記のような基準がありますので参考にして下さい。

### I 厚生労働大臣表彰

①職業紹介事業者	20年以上	50歳以上
②職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③職業紹介事業従事者	25年以上	50歳以上

※事業所が労働局より「業務停止命令」「改善命令」を受けた場合は10年間、「是正指導」を受けた場合は5年間、「指導」を受けた場合は3年間の対象外となる。

### II 職業安定局長表彰

優良職業紹介責任者 従事期間10年以上 年齢不問

### III 民紹協会長表彰

#### (1) 優良職業紹介事業功労者等

①職業紹介事業者等	15年以上	45歳以上
②職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③職業紹介従事者	25年以上	50歳以上
④職業紹介関係団体役員	15年以上	45歳以上

#### (2) 優良職業紹介事業求職者

①求職登録者 求職登録期間10年以上 40歳以上

厚生労働大臣表彰・職業安定局長表彰の主な基準については令和3年8月1日に改定が行われました。

# 令和7年度 従事者研修会 実施報告

九州連絡会 有限会社 福岡マネキン紹介所

前谷 雅司

今回の従事者研修会は例年と異なり、福岡労働局担当官のご講義の後、普段交流の少ない従事者同士の意見交換会が行われました。

社内だけでは解決しにくい悩みや普段は聞きにくい他社の仕事の進め方など、全紹協会員同士であることで出来る同業他社の交流を深めることができました。

講義を聴くだけではなく、実務を担う人間同



士の交流はこれまでありませんでした。とても新鮮で有意義な時間となりました。



関西連絡会 会長 牧野 伸男

令和7年11月21日、エルおおさかにて従事者研修会を開催しました。出席者はリアル9名、リモート6名の計15名でした。当日は大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課 中島聖和指導官を講師にお迎えし、「適正な事業運営について」をテーマにご講義いただきました。有料職業紹介事業における最新の法令遵守のポイントや、日常業務で留意すべき実務事項について具体的な事例を交えた説明が行われ、参加者からは理解が深まったとの声が多く寄せられました。本研修を通じ、改めて適正な事業運営の重要性を共有するとともに、今後の事業活動に活かす機会となりました。

## 東海連絡会 株式会社 国際人材パワー沼津

市野 晃子

今回の従事者研修会での「適正な事業運営について」のご講義では日々の業務の見直しと確認が出来ました。業務規程を実践することが従事者として、大切である事を再認識致しました。

意見交換会では日常業務の“困った”を現場の声を聞きながら具体的な数字や事例を挙げてご指導いただきました。自分では解決しにくい内容が中心でしたので早速実践で取り入れたいと思います。私が日々心がけている事は「ご縁を



大切に」です。この思いと今回の学びを基に求人・求職者様の拡大に努めてまいりたいと思います。

### 「従事者研修会」日程表

連絡会名	実施日	開催地	会場	出席者数
関東	調整中			
九州	令和7年9月11日(木)	福岡県福岡市	福岡商工会議所会議室304	12名(リアル12)
東海	令和7年11月27日(木)	愛知県名古屋市	安保ホール201号室	10名(リアル7・リモート3)
関西	令和7年11月21日(金)	大阪府大阪市	エルおおさか研修室504	15名(リアル9・リモート6)

### 「従事者研修会」プログラム

時間	内容	担当
13:45～14:00	受付	各連絡会担当者
14:00～14:05	オリエンテーション・司会	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
14:05～14:15	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 会長 小金井 敬
14:15～15:45	「適正な事業運営について」	各地区労働局 職業安定部 需給調整課 担当官
15:45～16:00	休憩	
16:00～16:30	意見交換会	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長・専務理事 吉備 義和
16:30～16:35	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者

※連絡会により時間・内容が異なります。

# 令和7年度 販売技術促進講座 実施報告

九州連絡会 有限会社 南九州マネキン紹介所  
栗田 加奈子

今回貴重な研修を受けさせて頂きありがとうございました。

販売員として何が大切なかを再度学び直せました。接客のロールプレイングではお客様役をしました。求めている商品に対しての説明だけでなく、プラスαの情報や私の好みと一緒に考えてくれ、買い物だけでなく心まで満足出来るような接客を体験できました。その過程で、笑顔は一番大事な事だと再確認しました。笑顔で接することでお客様も笑顔になり、お客様のQOLも上げる事に繋がるのではと思いました。

今後、私も店舗に立つ際にお客様に寄り添うお声掛けを実践し今回の研修を活かし販売員として、更なるレベルアップに繋げようと考えています。



## 「販売技術促進講座」日程表

連絡会名	実施日	開催地	会場	出席者数
関東	令和7年11月26日(水)	東京都中央区	トレジャーリンク会議室	15名(リアル12・リモート3)
九州	令和7年10月9日(木)	福岡県福岡市	福岡商工会議所会議室307	17名(リアル14・リモート3)

## 「販売技術促進講座」プログラム

時間	内容	担当
13:00～13:10	受付	各連絡会担当者
13:10～13:15	オリエンテーション・司会	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長 吉備 義和
13:15～14:45	接客に活かす! 笑顔と声と話し方コミュニケーション	株式会社ライズ 藤重 知子 氏
14:45～15:00	休憩	
15:00～16:30	実践力を磨く! すぐに使える接客のコツ	株式会社ライズ 藤重 知子 氏
16:30～16:35	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者

関東連絡会 会長 吉備 義和

令和7年度の関東連絡会主催の販売技術促進講座は、11月26日（水）にリアル参加12名、オンライン参加3名にて実施されました。講師は毎年好評の藤重知子先生で、例年は1講座を担当していただいていますが、今年は2講座（3時間）を担当していただきました。例年に増して、受講者参加型のワークを多く取り入れた講義で、受講者の皆さんも楽しく、積極的に参加し、多くの学びを得たようで、3時間があつという間でした。受講者の中には昨年度も受講し、ぜひ今年も受講したいという熱心な方もいらっしゃいました。講義は以下の内容でした。オンライン受講の皆さんも参加型になるように、先生は十分にご配慮いただきました。

- 接客に活かす!笑顔と声と話し方コミュニケーション
  - 第一印象の重要性
  - 笑顔と声のいい関係～非言語コミュニケーションで印象&歓迎感UP～
  - 伝わる話し方～言語コミュニケーションで印象&信頼UP～
- 実践力を磨く!すぐに使える接客のコツ
  - 言葉遣いに気を配ろう～ゆく言葉が美しければ、帰る言葉も美しい～
  - 来店から見送りまでの流れ～実践ロールプレイ①～
  - こんな時どうする?～実践ロールプレイ②～

※連絡会により時間・内容が異なります。

# 全紹協求人サイトのご案内と成果報告

全紹協求人サイトは、会員企業の採用活動を支える共通のプラットフォームとして運用を続けており、この一年間（2024年11月～2025年10月）多くの企業にご活用いただきました。また、現在は新しい期（2025年11月～2026年10月）がすでにスタートしており、途中からのご契約・ご利用開始も可能となっております。採用環境がますます厳しさを増すなか、求人の見え方や応募導線の改善が成果に直結しており、本サイトはその効果を実感いただけるツールとして定着しつつあります。

Indeed広告と連動した運用では、スポンサー表示回数やクリック率が安定した推移を示し、10月には複数企業で大きな応募獲得が見られました。スポンサー広告のクリック率は概ね5～10%前後と高く、平均クリック単価も十数円台に収まるケースが多く、他媒体と比較しても費用対効果の高い運用が可能です。応募単価も比較的低く、1名当たりの採用単価は一般的な求人媒体よりも抑えられる傾向にあり、採用コストの最適化に寄与しています。

本サイトの大きな利点の一つに、「必要な時に1万円単位でIndeed広告を追加できる」という柔軟性があります。例えば、バレンタインシーズンの販売スタッフなど、短期的に応募を強化したい場合でも、小額から集中的に広告を出すことができ、時期需要に合わせた効果的な採用が行えます。急な増員が必要な職種でも対応しやすい点は、多くの会員企業から高い評価をいただいております。

さらに、求人サイトにはATS（応募管理システム）が標準搭載されており、会員企業ご自身で求人原稿の作成から応募者管理までを一元的に行える体制が整っています。応募者への連絡、選考状況の管理、原稿の修正などが画面上で完結するため、採用担当者の負担を大幅に軽減できます。特に多忙な現場を抱える企業からは、「管理がしやすい」「応募者の状況がひと目で分かる」という声が寄せられています。

また、途中から求人サイトをご利用いただく企業もあり、すでに活用されている会員企業に加えて、導入企業からも「成果が実感しやすい」「使い勝手が良い」といった前向きな評価をいただいています。地域を問わず幅広い企業でご利用が進んでおり、本サイトが協会全体の採用基盤として役割を広げつつあることを実感しています。

協会では、求人サイトをより効果的に活用していただくため、年に数回「求人原稿作成のポイント」をテーマとした勉強会を開催しています。実際に成果を上げている原稿事例や、検索に強いタイトルの付け方、求職者に響く要素の伝え方など、実務に直結した内容を共有しています。勉強会を機に応募が増えた企業も多く、参加者からは「すぐに改善に取り組めた」「具体的で分かりやすい」といった評価が寄せられています。

今後も、全紹協求人サイトは会員企業の採用活動を支える重要なインフラとして、機能改善とサポート体制の充実を進めてまいります。まだ導入されていない企業の皆さんにも、ぜひ一度ご活用いただき、採用力向上にお役立ていただければ幸いです。

IT事業部 岡野 泰也

令和7年度

# 意見交換会

沖縄

## の実施報告

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

副会長 牧野 伸男

本協会では、令和7年10月24日（木）14時から17時まで、沖縄カヌチャリゾート・マルチルームにおいて、会員を対象とした意見交換会を開催いたしました。当日は、各地域より多くの会員事業者にご参加いただき、盛況のうちに実施することができました。司会を務めた九州連絡会の前谷氏のオリエンテーションのあと、小金井会長より開会の挨拶が行われ、続いて本会の趣旨説明として「各社の現況報告と、今後の事業運営に資する有益な情報共有」を主軸とした議題が紹介されました。

まず、参加事業者による現況報告では、求人動向や職業紹介市場の変化、求職者ニーズの多様化、労働市場の地域差など、多角的な視点から最新の取り組みが共有されました。特に近年の経済環境の変化に伴う採用活動の課題や、オンライン面談の普及による紹介プロセスの変化など、各社が直面している具体的な状況が活発に議論されました。

また、有益情報の共有セッションでは、実務に役立つ事例紹介や行政動向の把握、適正な職業紹介事業運営のポイントなどが取り上げられ、会員事業者からは「自社の改善のヒントになった」「他社の工夫を知ることができ大変参考になった」といった声が寄せられました。とりわけ、地域特有な紹介先や、求職者・求人者双方に対する支援強化策については参加者の関心が高く、質疑応答も終始活発に行われました。

本意見交換会は、事業環境の変化が著しい中、職業紹介事業に携わる私たちが共通の課題を認識し、取り組みを共有する貴重な機会となりました。参加者同士が抱える課題や工夫を率直に共有し合い、協会としての連携強化にも大きく寄与したものと考えております。

意見交換会終了後の18時から20時までは、会場内バーベキューテラスにおいて懇親会を開催いたしました。穏やかなリゾートの雰囲気の中、参加者は食事を囲みながら和やかに交流し、日頃の業務では得られない深いコミュニケーションが生まれました。リラックスした環境のもとで、事業者間のつながりが一層強まり、翌日からの業務に生かせる関係づくりができたとの声も多く聞かれました。

今後も当協会では、会員の皆様にとって有益な情報交換の場を継続的に提供できるよう努めてまいります。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年の意見交換会のセッティングのすべてをして頂いた岡野常務理事に感謝申し上げます。



# 意見交換会に参加して

東商 株式会社 嶋田 知子

沖縄で開催された意見交換会に参加させていただきました。

那覇空港で集合した瞬間に、というより羽田空港から離陸した瞬間から意識が日常から離れて、とてもフレッシュな気分で各会員様との情報交換ができました。それぞれの悩みを共有する意味でも大切な集まりだと思います。

翌日のジャングリア視察では、スタッフの現状も垣間見ることも出来ました。毎年いろいろな特色のある地域で意見交換会をするということは、それだけでも意味があると実感いたしました。

同業者が実際に集まる機会はとても貴重で心強く感じますので、今後も参加させていただきたいと思います。皆様、ありがとうございました。

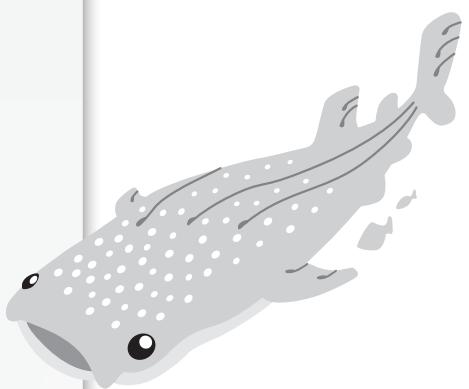


有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司

まずは沖縄での意見交換会開催にあたり計画、準備、参加とご尽力いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

司会として違った形で会に参加し感じた事は「全紹協がある事で共通課題解決のきっかけを見いだせる」という事でした。

2日目のジャングリア視察。私のスマホが固まり困っていた時の皆様の優しい対応は忘れられません。ありがとうございました。



株式会社 西日本キャロット 吉田 正勝

今回、初めて「意見交換会」に参加させていただきました。沖縄での開催ということで、ちょっとぴり觀光気分も期待して参加しました。

今回は、少額訴訟、最低時給上昇への対応、ダイナミックプライシングなど本当に参考になるテーマばかりで、非常に勉強になりました。皆様忙しいとは思いますが、やはりこういう場で情報交換をし、交流を深め親睦を図ることで、一丸となって業界を盛り上げていきたいと感じました。

できるだけ機会をとらえて、また是非参加して皆様にお会いできることを楽しみにしております。ありがとうございました。

# マネキン紹介事業に役立つQ&A

**Q**：食品販売に携わるマネキンさんに食中毒に関して注意することがあれば教えてください。

**A**：食品を取扱う際の衛生管理は、まず調理、販売に関わるスタッフの健康管理から始まります。マネキンさんの体調が悪いと、食品への二次汚染や健康被害が発生したり、注意力が落ちて健康被害やケガ等をする可能性があります。  
そんな環境下、食品販売に携わる従事者として自粛推奨の食べ物を3つ紹介します。

一つ目は生肉です。焼き肉店等で生肉のユッケや鶏の刺身等の生肉を提供している場合がありますが、これらの肉は加熱していないので、生肉に「腸管出血性大腸菌 O-157類」という食中毒菌が付着している可能性があります。この「O-157菌」は体内に入ると腹痛、水様性下痢、血便、嘔吐の症状になります。また子供や高齢者の場合は、死に至る場合もあるたいへん怖い菌です。生肉の喫食は避け、肉は中心部まで良く焼いて食べてください。半焼けの赤身部分も要注意です。また焼肉加熱時は生肉を取るトングと焼き上がりを取るトングや菜箸も大別しましょう。生肉が付着したトング、割り箸から、O-157が二次汚染し、体内が汚染される事があります。

二つ目は生卵です。テレビ等で良く卵かけごはんが出ていますが、新鮮な卵にも「サルモレラ菌」が付着していることがあります。日本の卵は安全と言われていますが、食品販売に従事する者としては、できるだけ卵は加熱して喫食しましょう。「サルモレラ菌」は発熱、腹痛、下痢、嘔吐などの胃腸炎病状を引き起こします。人によって症状には出ない方（健康保菌者）もおられますが、検便等で陽性反応が出ると、仕事が自宅待機になることがあります。

三つ目は「生牡蠣」です。

生牡蠣にレモンを搾り、冷えたシャンパンはなによりのご馳走ですが、この生牡蠣等の二枚貝の生食は「生食用」の表示があることを確認する事が重要です！「生食用」の表示が無い場合は、ノロウィルスによる感染が発症する場合があります。症状としては吐き気、嘔吐、下痢、腹痛などです。牡蠣の産地・加工・洗浄環境によって相違がありますが、牡蠣鍋、カキフライ等では十分な加熱（中心部まで、85℃・1分以上の加熱）で調理されているか確認して喫食しましょう。

以上、食品販売に携わる者として、「生肉・生卵・生牡蠣」は十分に注意してください。

一に手洗い、二にも手洗い、三に免疫力を高めるよう、普段からの健康管理への留意が肝要です！

（出典：堀越和彦氏）

# 事務局だより

## ◆ 退会

### 関西連絡会

有限会社 ライズワーク

上田 浩子

令和6年12月31日

### 関東連絡会

株式会社 四ッ葉

重田 スミノ

令和7年3月31日

株式会社 恵友トータルサポート

村山 千恵子

令和7年6月30日

### 九州連絡会

有限会社 カワサキ

石山 美子

令和7年9月30日

## 電話問合せ件数と対応について

求人者より、マネキンさんの手配についての問合せの他、会員事業所より従事者研修会や求人サイトについての問合せがありました。

	R6. 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
会員	1	1			1								3
求人者		3	1	3	6	3		1	2	2	4	2	27
求職者			1								1		2
その他			1						1				2
計	1	4	3	3	7	3	0	1	3	2	5	2	34

## 令和8年度スケジュール

	開催日時	開催場所
令和7年度第2回業務執行部会	令和8年3月18日(水) 13:30～14:50	トレジャーリンク会議室 (東京都中央区)
令和7年度第3回理事会	〃 15:00～17:00	
令和7年度第3回業務執行部会	令和8年5月13日(水) 13:30～14:50	Zoomにて開催
令和7年度第4回業務執行部会	〃 15:00～17:00	
令和8年度定時社員総会・懇親会	令和8年6月10日(水) 14:30開始予定	The Okura Tokyo (東京都港区)

※開始時刻は変更になる可能性があります。

## 編集後記

昨年は熊のニュースが一番印象深く、次から次へいろいろな問題が出てくるのだなと考えさせられました。  
今年も健康第一で、明るい平穏無事な一年になりますように。

## 表紙の写真について

小田原城は、戦国時代には北條氏の本拠として栄え、滅亡後は徳川家配下の大名が収めた名城です。  
お城に刻まれた栄枯盛衰の歴史を感じました。

# 全紹協求人サイト

マネキン・販売スタッフの求人なら全紹協求人サイト!!

**全紹協求人サイトは、  
公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会が  
運営する求人サイトです。**

- \* リーズナブルな年間掲載料金
- \* 求人件数制限無し
- \* 求人範囲制限無し（全国で募集可）

## 公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7-1 ウィン神田807号室  
電話03-3253-5775 FAX03-3253-5776 mail : [info@zensyokyo.org](mailto:info@zensyokyo.org)

### 全紹協求人サイト料金表

従来料金と新料金プランとの併用になります。

#### ■ 従来料金

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄
会員料金（税別）	¥300,000	¥270,000	¥240,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000
プライムステージ 利用料金年額	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000
合計	¥480,000	¥450,000	¥420,000	¥390,000	¥390,000	¥390,000	¥390,000

#### ■ 新料金プラン 下記 (①~⑦) からお選びください。

月間	年間 A	プライムステージ利用料金月額	年間 B	A+B
¥18,000	¥216,000	¥15,000	¥180,000	¥396,000
¥20,000	¥240,000		¥180,000	¥420,000
¥22,000	¥264,000		¥180,000	¥444,000
¥24,000	¥288,000		¥180,000	¥468,000
¥26,000	¥312,000		¥180,000	¥492,000
¥28,000	¥336,000		¥180,000	¥516,000
¥30,000	¥360,000		¥180,000	¥540,000

※別途消費税が加算されます。

期 間：1年間（令和7年11月1日～令和8年10月31日）